



# 埼玉県報

第 2758 号  
平成 27 年(2015 年)  
12 月 18 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（生活経済課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 生徒用机・椅子・机天板（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（西部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 生徒用机・椅子・机天板（北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 特定非営利活動法人の仮認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 幸手都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 誘導結合プラズマ質量分析装置の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 秦第二土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）

平成 27 年(2015 年)12 月 18 日

- 和光都市計画事業中央第二谷中土地区画整理事業の事業計画の変更（第 6 回）（市街地整備課）
- 埼玉県県営公園施設予約システム導入運用業務委託に関する落札者等の公示（公園スタジアム課）
- 埼玉県立図書館所蔵資料の排架計画作成及び資料・書架等の移動業務委託に関する落札者等の告示（熊谷図書館）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 27 年度 2・3 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）
- 平成 27 年 12 月 9 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

## 規 則

埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第二十五号

埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「課程」の下に「若しくは義務教育学校の前期課程」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第二十六号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「進ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則  
をここに公布する。

平成27年12月18日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第13号

不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する  
規則

埼玉県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項  
の規定に基づく埼玉県公安委員会が指定する没収保全等を請求することができる司法警察員は、  
次に掲げる者とする。

- (1) 埼玉県警察本部長の職にある者
- (2) 埼玉県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上  
の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十二月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人きらら・キッズ
- 三 代表者の氏名  
石川 和之
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市千間台東四丁目千百八番地十八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、子ども及びその保護者に対し、成長に必要な保育の実践、研究、普及等子育て支援に関する事業を行い、次代を担う子ども達の心身の健全な育成を通じて地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オリーブの木

三 代表者の氏名

太田 照雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市栄一丁目二百三十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい（児）者が仕事やスポーツ、文化、社会貢献等のさまざまな活動をおして社会に参加・自立し、さらに輝きを増し、自己実現が図れるように支援することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウォーターワイズ

三 代表者の氏名

豊田 勝義

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市大間七百五十三番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、文化・スポーツ・レジャー施設、公共施設、その他の施設のマネジメント及び当該施設の安全を創るための人材育成を図り、地域雇用及び施設の発展に寄与することを目的とする。また、総合型地域スポーツクラブとして幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者などすべての人々に対し、スポーツに関する活動及び学術、文化、芸術を継続的に行える機会を提供し、それらの普及、競技力、指導力等の向上に関する事業をおこない、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ及び文化等の振興に寄与することを目的とする。



## 告 示

### 埼玉県告示第千四百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年十二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こどもの木
- 三 代表者の氏名  
高橋 良友
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市西所沢一丁目十四番四―五百五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、発達が気になる子どもとその保護者に対して、相談、指導等に関する事業を行い、多くの人が愛情のもとに安心感を持てるような社会支援に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号
- 5 落札金額  
16,050,247円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年8月28日

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社わせだ 埼玉県三郷市大廣戸822番地3
- 5 落札金額  
12,949,135円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年8月28日

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額  
10,271,869円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年8月28日

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額  
5,414,644円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年8月28日

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人東松山ペレーニアスポーツクラブ

#### 二 代表者の氏名

小 室 守

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字正代九百十一番地一

#### 四 当該仮認定の有効期間

平成二十七年十二月十八日から平成三十年十二月十七日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百六号

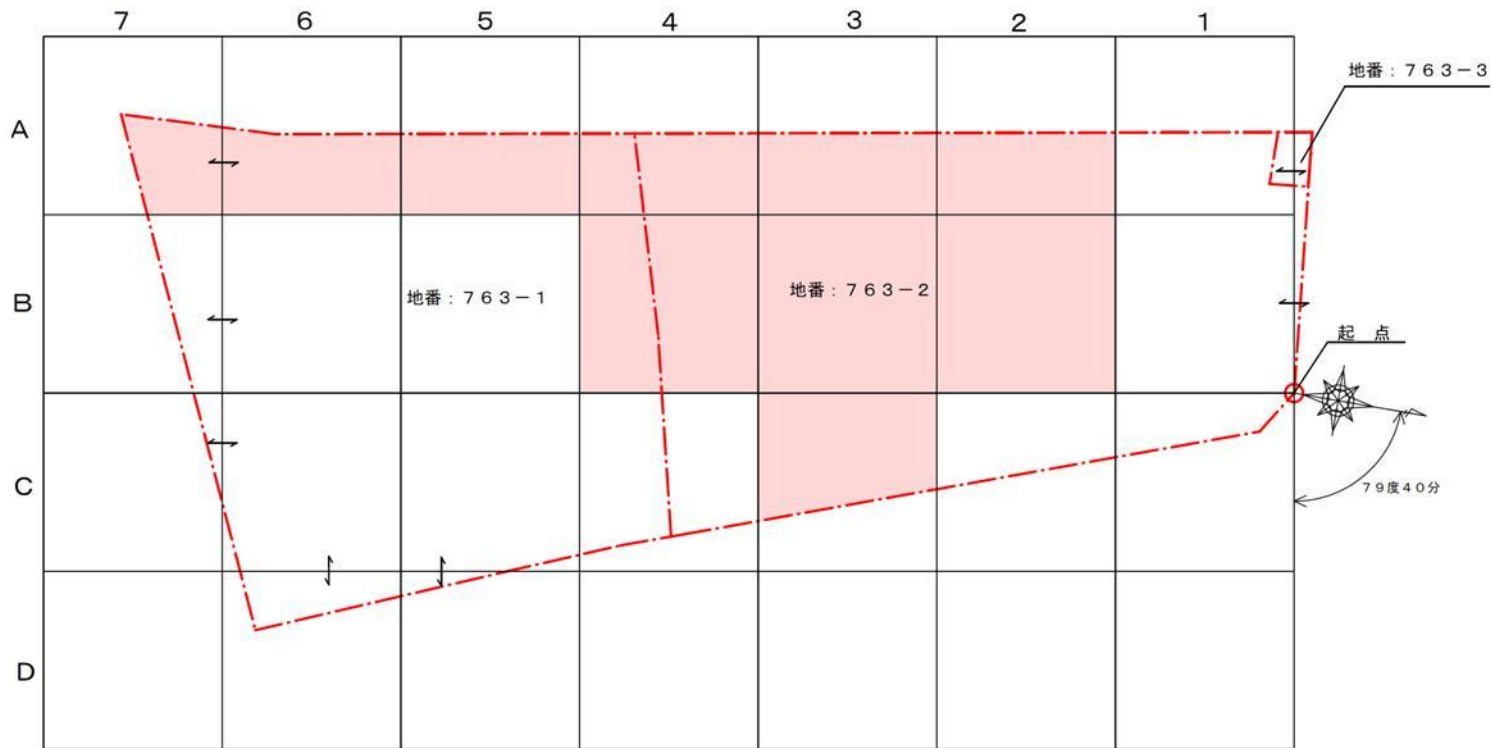
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県八潮市大字西袋字川西七百六十三番一の一部、七百六十三番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



凡例

- - - : 敷地境界及び地番区割りを示す。
- : 10m格子を示す。
- ↔ : 区画の統合を示す。
- : 形質変更時要届出区域に指定する区画を示す。

起点

起点は八潮市大字西袋字川西763番2の最北端とする。

格子の回転角度: 79度40分

格子の回転角度は起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百七号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百八号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百九号

幸手市から幸手都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百十号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

## 埼玉県告示第千四百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
誘導結合プラズマ質量分析装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県衛生研究所 水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番1
- 3 落札者を決定した日  
平成27年10月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 落札金額  
32,724,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成27年9月1日

## 告示

### 埼玉県告示第千四百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

蔦屋書店熊谷店

埼玉県熊谷市大字新堀新田字中山六百二十一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から翌午前零時

（変更後） 午前七時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 第一駐車場 午前九時四十五分から翌午前零時十五分

第二駐車場 午前九時四十五分から午後九時四十五分

（変更後） 第一駐車場 午前六時四十五分から翌午前零時十五分

第二駐車場 午前六時四十五分から午後九時四十五分

#### ハ 変更年月日

平成二十七年十二月四日

#### ニ 届出年月日

平成二十七年十二月三日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年十二月十八日から平成二十八年四月十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月十八日から平成二十八年四月十八日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
秦第二土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所につい  
て、次のとおり届出があった。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	江利川 俊一	埼玉県熊谷市葛和田八百十七番地一
同	清水 佐太雄	同 俵瀬百五十番地一
同	卷川 長幸	同 葛和田六百二十六番地一
同	中川 興平	同 六百七十一番地一
同	齊藤 甚一	同 七百九十六番地
同	森 茂	同 九百十七番地
同	福田 三郎	同 九百十四番地
同	鈴木 國雄	同 九百二十四番地
同	長井 清治	同 千八百十番地一
同	小林 一好	同 千九百十二番地二
同	山本 忠	同 三千百六十九番地
同	齊藤 健一	同 三千百六十三番地一
同	小峰 正明	同 弁財百五十八番地
同	筑井 誠	同 二百二十四番地
同	相川 一好	同 大野七百八十八番地
同	小林 正俊	同 八百七十八地
同	加藤 利郎	同 八百八十三番地
同	江森 福二長	同 日向千八番地
同	須田 竹三郎	同 上須戸千五百五十三番地二
監事	石井 淳	同 葛和田五百四十一番地
同	尾崎 榮一郎	同 大野八百八十二番地
同	常見 善治	同 俵瀬二百三十二番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	荻野 操	埼玉県熊谷市大野七百五十五番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
齋藤金十郎	尾崎榮一郎	石井淳	須田竹三郎	増田宣夫	加藤利郎	大島浩	大島敏秋	齊藤健一	江利川俊一	福田三郎	長井清治	鈴木國雄	山本忠	森茂	齊藤甚一	小林一好	中川興平	卷川長幸	荻野孝
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
俵瀨四百九十一番地	大野八百八十二番地	葛和田五百四十一番地	上須戸千五百五十三番地二	日向千百五十二番地六	同 八百八十三番地	大野二百六十五番地	弁財百八十九番地	同 三千百六十三番地一	同 八百十七番地一	同 九百十四番地	同 千八百十番地一	同 九百二十四番地	同 三千百六十九番地	同 九百十七番地	同 七百九十六番地	同 千九百十二番地二	同 六百七十一番地一	葛和田六百二十六番地一	俵瀨百五十六番地

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百十四号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

上尾市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

上尾市

### 四 作業期間

平成二十七年十一月二日から平成二十八年三月二十二日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百十五号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月十八日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第千四百十六号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

川越市全域

### 四 作業期間

平成二十七年十一月二日から平成二十八年三月二十五日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百十七号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 測量計画機関

坂戸市

#### 二 作業種類

基準点測量

#### 三 作業地域

埼玉県坂戸市坂戸中央二日の出町土地区画整理地区

#### 四 作業期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年二月二十九日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百十八号

平成二十七年埼玉県告示第千百十六号で公示した公共測量は、平成二十七年十一月四日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百十九号

平成二十七年埼玉県告示第六百二十四号で公示した公共測量は、平成二十七年九月三十日終了した旨測量計画機関である新座市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百二十号

平成二十七年埼玉県告示第六百二十六号で公示した基本測量は、平成二十七年十一月六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 組合の名称

和光市中央第二谷中土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成四年十一月十三日から

平成三十二年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県和光市大字下新倉字谷中、東妙蓮寺、西妙蓮寺、谷戸、谷戸島、谷中川、  
庚塚の各一部、大字新倉字向坂の一部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県和光市下新倉二丁目四十五番一号

#### 五 設立認可の年月日

平成四年十一月十三日

#### 六 変更認可の年月日

平成二十七年十二月十八日

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県県営公園施設予約システム導入運用業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県都市整備部公園スタジアム課総務・公園管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年8月11日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額

68,040,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年6月23日



# 告 示

## 埼玉県告示第千四百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立図書館所蔵資料の排架計画作成及び資料・書架等の移動業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立熊谷図書館浦和事務室再編整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目 1 番22号

3 落札者を決定した日

平成27年10月16日

4 落札者の氏名及び住所

ナカバヤシ株式会社 大阪府大阪市中央区北浜東 1 番20号

5 落札金額

78,516,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年 8 月21日

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

#### 一 許可番号

平成二十七年五月二十九日

指令川建セ第二六〇一一五一号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年十二月十五日

川建セ第二七〇〇七一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字西新井七百二十五番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪三丁目四番地三リヴィエールオールB二〇一

倉林 利昭

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

#### 一 許可番号

平成二十七年五月二十一日

指令川建セ第二七〇〇四〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年十二月十六日

川建セ第二七〇〇七三号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字津金沢五百五十五番十二の一部

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀百八十四番地一 ビエナA棟二百一号室

小谷野悠・小谷野希

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

#### 一 許可番号

平成二十七年十月二十三日

指令越建セ第二七〇〇一九〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十七年十二月十五日

越建セ第三八八一―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛四百七十九番一、四百七十九番二、四百七十九番十七、四百三十六番二の一部

幸手都市計画事業道仏土地区画整理事業地内六十七街区一―二画地、六十七街区二画地、六十七街区三画地、六十七街区四画地

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市久喜中央一丁目一―二十 久喜駅桧家ビル六階  
株式会社桧家住宅 代表取締役 荒井 孝子

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成27年度2・3月分）

JIS 1号 181,600リットル

### (2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

### (3) 履行期間

平成28年2月1日から平成28年3月31日まで

### (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

## 3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸  
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年1月21日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年1月20日 午後5時まで  
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年1月21日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第



2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成28年1月13日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 181,6000

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. January 21, 2015 (Bidding by registered mail must be received  
by 5:00p.m. January 20, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

# 告示

## 埼玉県選管告示第七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

旧	新	施設の開設主体及び名称	所在地
身体障害者療護施設白鳥園	社会福祉法人幸生会 障害者支援施設はくちよう園	社会福祉法人幸生会	埼玉県羽生市大字上川俣千四百八十六番地一

## 告 示

### 埼玉県選管告示第七十九号

平成二十七年十二月九日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、六五三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八四一、五八〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第十三区 上尾市・伊奈町

七三、三二一人

南第二十一区 朝霞市

三五、八六五人